

第6章 傷害治療費用保障条項

(傷害治療費用共済金の支払事由)

第36条 本会は、被共済者が責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被り、その直接の結果として、医師の治療（義手および義足の修理を含みます。）を要したときは、別表6に掲げる費用で、本会が妥当と認めた金額を傷害治療費用共済金として被共済者に支払います。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。

2. 前項の傷害治療費用共済金の支払いは、1事故に基づく傷害について共済加入証書記載の傷害治療費用共済金額をもって限度とします。
3. 第1項の規定にかかわらず、被共済者が本会と提携する機関から別表6に掲げる第(1)号または第(3)号の費用の請求を受けた場合において、被共済者がその機関への傷害治療費用共済金の支払いを本会に求めたときは、本会は、被共済者がその費用を支出したものとみなして前2項の規定により算出した傷害治療費用共済金をその機関に支払います。

(傷害治療費用共済金を支払わない場合)

第37条 本会は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、傷害治療費用共済金を支払いません。

- (1) 第33条（傷害死亡共済金を支払わない場合）第1項の各号のいずれかによって生じた傷害。
- (2) 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの。